

令和8年 労働災害発生状況（令和8年6月末現在）

(休業4日以上死傷者数)

鹿嶋労働基準監督署

業種		8年		7年		同期比	
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	食料品		10		11		-1
	木材・木製品		1		5		-4
	化学工業		5		4		1
	金属製品		2		2		
	一般・電気・輸送用機械				2		-2
	その他		11		7		4
	小計		29		31		-2
建設業	土木工事		4				4
	建築工事(木造除く)		9		5		4
	木造建築工事		1		4		-3
	その他の工事		5		5		
	小計		19		14		5
陸上貨物運送事業			21		25		-4
畜産業		1	3	1	3		
小売業			15		11		4
社会福祉施設			7		2		5
その他		1	37	1	36		1
計		2	131	2	122	0	9

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
8年	25	25	(1) 26	(1) 20	13	22							(2) 131

労働者数50人未満の事業者も

ストレスチェックが義務になります！



2025年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数50人未満の事業者にもストレスチェックの実施が義務化されました。

令和10年4月1日スタート

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、本人のストレスへの気付き・セルフケアを促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、職場のストレス要因の改善につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。



年齢別	件数	率(%)
～19歳	3	2.3%
20～29歳	14	10.7%
30～39歳	19	14.5%
40～49歳	24	18.3%
50～59歳	36	27.5%
60歳～	(2) 35	26.7%

		規模別					事故の型別								合計	
		規模9人未満	規模10～49人	規模50～99人	規模100～499人	規模500人以上	転落・墜落・転倒	転倒	激突され	巻込まれ・挟まれ	こ切られ・すれ	交通事故	動作の反動	その他		
製造業	食料品		7	3				5	1	1	2			1		10
	木材・木製品	1												1		1
	化学工業	1		1	3			2		3						5
	金属製品		2				2									2
	一般・電気・輸送用機械															
	その他	2	3	4	2		1	2	1	3			2	2		11
	小計	4	12	8	5		3	9	2	7	2		2	4		29
建設業	土木工事	2	2						1		1	1	1			4
	建築工事(木造除く)	5	4				4			2			1	2		9
	木造建築工事	1												1		1
	その他の工事	1	4				1	1	1	1	1					5
	小計	9	10				5	1	2	3	2	1	2	3		19
陸上貨物運送事業		2	10	6	3		6	6	1	2		1	3	2		21
畜産業		1	1	1			1			1				(1) 1	(1) 3	
小売業		1	6	5	3		4	5	1		1		2	2		15
社会福祉施設		1	2	1	3		1	3					3			7
その他		8	13	9	7		4	9		4	2	(1) 6	7	5	(1) 37	
計		26	54	30	21		24	33	6	17	7	(1) 8	19	(1) 17	(2) 131	

※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、()内は死亡者で内数である。

※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。

※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く